

第1回障害者の権利の擁護に関する委員会
及び障害者差別解消部会
(障害者差別解消支援地域協議会) 資料

令和3年6月21日 オンライン会議

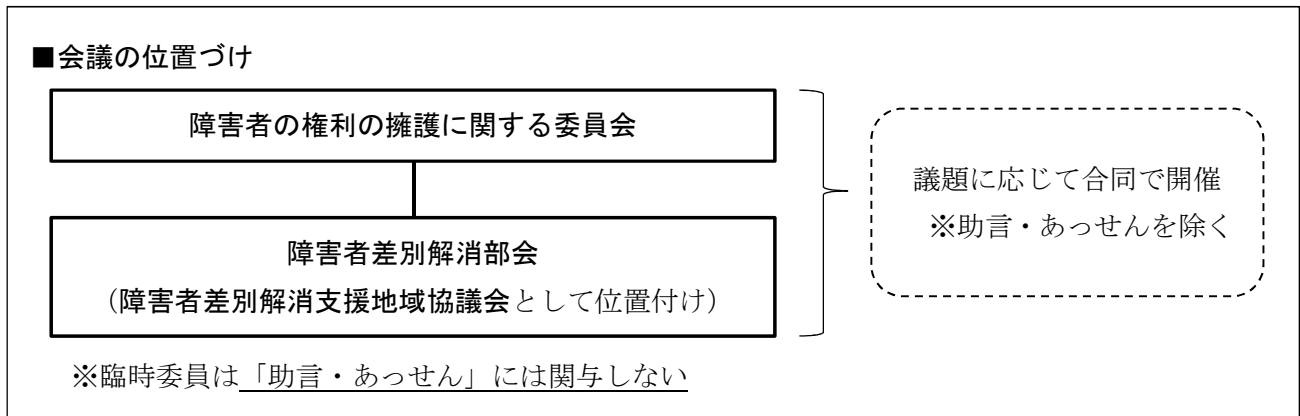
さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課

令和3年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）の運営について

1 令和3年度の委員会の運営

障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会）を合同で開催する。

ただし、臨時委員は、ノーマライゼーション条例第10条から第14条に規定する差別事案の助言あっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加しない。



2 障害を理由とする差別に関する課題とテーマ

これまでの障害者の権利の擁護に関する委員会（内閣府モデル事業含む）において指摘された障害を理由とする差別の解消に関する課題は主に以下の三点。

- ①周知に関すること（市民、障害者、事業者）
- ②相談しやすい環境づくり
- ③本人の意思尊重

令和2年度までに、障害を理由とする差別の解消に関するパンフレットの配布及び研修やイベントの開催、飲食店における合理的配慮等の好事例の作成、合理的配慮提供促進のため補助金の交付を推進した。

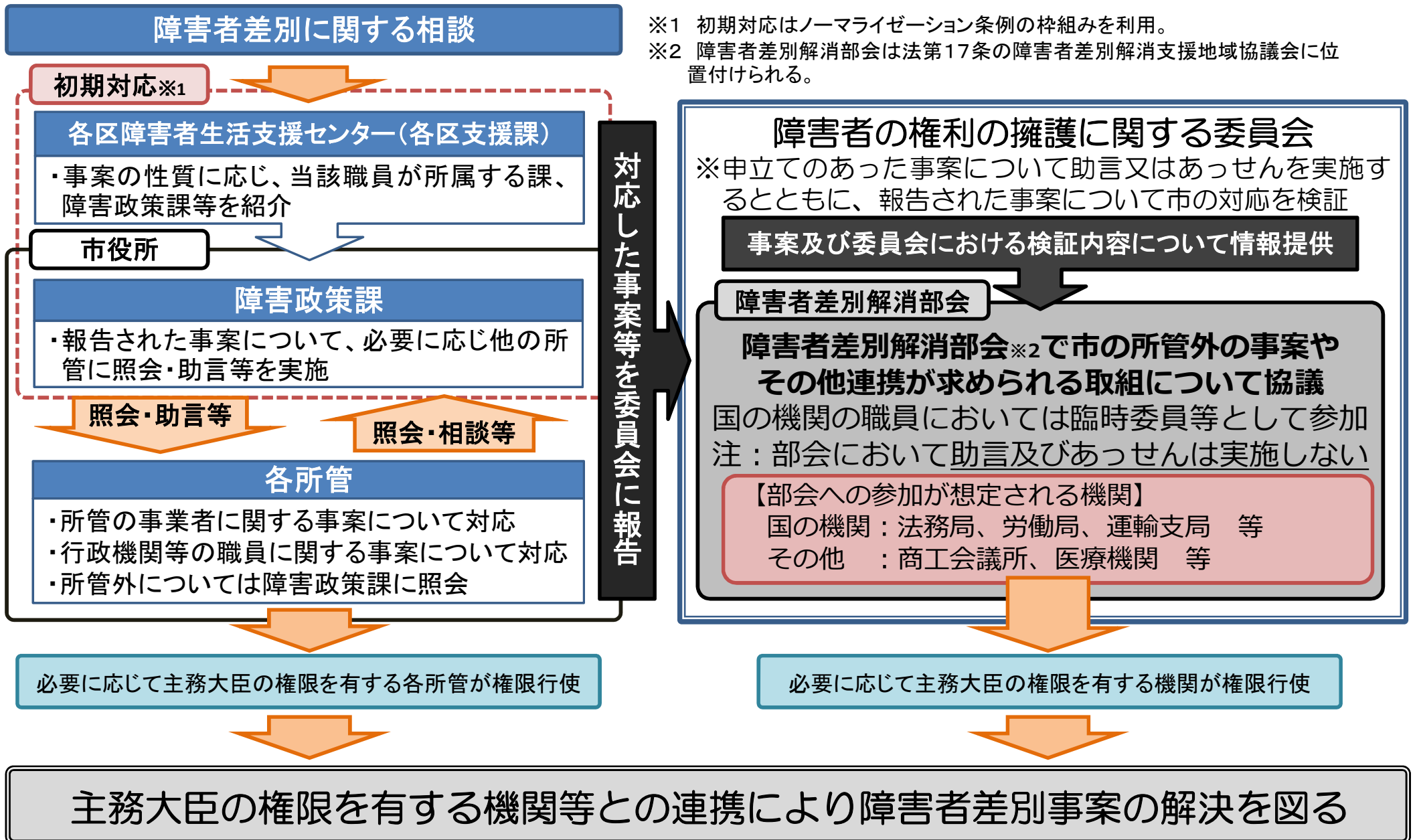
今年度は、パンフレットの配布、研修やイベントの開催を引き続き行うとともに、合理的配慮等の好事例集を活用し、合理的配慮提供促進のため補助金の交付を推進し、引き続き事業所等に対する理解啓発に取り組んでいく予定。

3 令和3年度会議開催予定

- ① 第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）
日時：令和3年6月21日（月）14時～16時
会場：オンライン会議
- ② 第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）
日時・会場：調整中

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ

資料1-2



令和 3 年度 障害者差別解消に関する周知啓発について

1 事業者や市民を対象とした啓発

(1) パンフレットの作成・配布

① 障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット

平成 28 年度に作成した「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を増刷（15,000部）し、関係機関やイベント等で配布することで、障害者差別解消に関する周知啓発を行う予定。

今年度は、合理的配慮提供促進事業の周知と併せて、市内事業所等を中心に配布をするとともに、合理的配慮提供促進のため補助金の周知と併せて、市内飲食店、医療機関、商業施設等に順次配布する予定。

また、本市 SNS を活用したパンフレットの周知も行う予定。



② ノーマライゼーション条例簡明版冊子

市立小学校 6 年生向けに配布しているノーマライゼーション条例の簡明版冊子について、今年度は、人権の学習の時期と合わせ 5 月下旬に配布した（12,680部）。

配布にあたっては、各学校において活用しやすいようワークシートと説明文を添付した。また、授業での活用を想定したより詳細なワークシートも作成し、学校からもアクセス可能な全庁共通のライブラリに掲載した。



(2) 合理的配慮提供促進事業

ノーマライゼーション条例に基づき、事業者が合理的配慮の提供を容易に行うことができるようにすることを目的に、事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業を令和元年度から開始している。令和元年度には 1 件の申請があり、19,000 円の補助金を交付した。また令和 2 年度には、11 件の申請があり、合計 132,000 円の補助金を交付した。

今年度は、より多くの方に活用いただけるよう、医療機関の他、商業施設、飲食店等の市内事業者を中心に周知を行うとともに、ホームページや SNS 等で、合理的配慮に関する説明や本補助金に関する周知の記事を掲載する予定。

令和2年度 補助実績

事業所名	対象経費	購入した物	効果
けやき医院 (西区)	物品購入費	スロープ	入口に段差があるので、車椅子の方でも入りやすいようになった。
あすはゆりハビリクリニック (見沼区)	物品購入費	スロープ	入口に段差があるので、車椅子の方でも入りやすいようになった。
		筆談ボード	言語に障害のある方とも円滑にコミュニケーションをとることができるようになった。
小杉ファミリークリニック (北区)	物品購入費	筆談ボード	聴覚に障害がある方とも円滑にコミュニケーションをとることができるようになった。
さいたま口腔 リハビリテーション 歯科クリニック (大宮区)	物品購入費	スロープ	玄関から待合室に入る際、待合室から診察室に入る際、X線診察室及び嚙下造影検査室の入り口にそれぞれ段差があるので車椅子の方でも診察室に入りやすいようになった。
大宮デンタルクリニック (北区)	物品購入費	スロープ	入口に段差があるので、車椅子の方でも入りやすいようになった。
羽石耳鼻咽喉科 (北区)	物品購入費	筆談ボード	聴覚に障害がある方とも円滑にコミュニケーションをとることができるようになった。
みか歯科医院 (見沼区)	物品購入費	スロープ	入口に段差があるので、車椅子の方でも入りやすいようになった。
		筆談ボード	聴覚に障害がある方とも円滑にコミュニケーションをとることができるようになった。
土呂メンタルクリニック (北区)	物品購入費	スロープ	入口に段差があるので、車椅子の方でも入りやすいようになった。
にいづま眼科クリニック (中央区)	物品購入費	筆談ボード	聴覚に障害がある方とも円滑にコミュニケーションをとることができるようになった。
仙波内科医院 (中央区)	物品購入費	スロープ	入口に段差があるので、車椅子の方でも入りやすいようになった。
武蔵浦和整形外科内科 クリニック (南区)	物品購入費	筆談ボード	聴覚に障害がある方とも円滑にコミュニケーションをとることができるようになった。

(3) コロナ禍における困りごとの周知

障害者の権利の擁護に関する委員会や、誰もが共に暮らすための市民会議で挙げられた、コロナ禍における新しい生活様式によって生じた困りごとを収集し、障害者の権利の擁護に関する委員会での意見を踏まえ、事例集を作成する。

また、市報さいたま8月号のほか、ホームページやSNS等で、コロナ禍における困りごとの記事を掲載する予定。

(4) イベントにおける周知

①大宮アルディージャ手話応援

ノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒に大宮アルディージャを手話で応援する大宮アルディージャ手話応援において、啓発活動を実施。

日 程	2021シーズン中のホームゲームにて実施予定
会 場	NACK5スタジアム大宮
参加者	【参考：昨年度実績】200人
内 容	(開催の場合は) 障害者差別解消の啓発ブースにおける周知を行うほか、啓発物と「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を配布予定。試合前の市長挨拶においても、ノーマライゼーション条例の周知を実施予定。

②障害者週間「市民のつどい」

障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に開催している、障害者週間「市民のつどい」において、啓発活動を実施予定。

日 程	令和3年12月4日(土) ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては規模縮小の可能性あり。
会 場	浦和駅東口駅前市民広場
内 容	著名な障害当事者を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じた周知を実施予定。

③さいたま市ノーマライゼーションカップ

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)とその理念を市民に周知啓発するために平成24年度から実施しているイベント。

日 程	令和4年2月頃実施予定 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては規模縮小または中止の可能性あり。
会 場	サイデン化学アリーナ(記念総合体育館)を予定
内 容	ブラインドサッカーの試合を行うほか、障害者差別解消の啓発ブースにおける周知活動、ブラインドサッカー等の体験イベント等を実施予定。

(5) 研修等の実施

障害福祉サービス事業所を対象とした研修の実施

市内障害福祉サービス事業所を対象とした、集団指導の中で、障害者差別に関する研修を実施。障害者差別解消法について説明するとともに、厚労省の福祉事業者向けガイドラインを引用し、事業者に求められる合理的配慮等について説明する資料を作成した。

実施方法	資料をさいたま市 HP にて公開・配布
受講者	市内障害福祉サービス事業所（約600事業所）
内 容	障害者差別解消法について

2 市職員を対象とした啓発

(1) 「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施

さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施予定。また、ユニバーサルデザインを所管する部局と連携し、車椅子や白杖の体験等を行う体験型の研修を実施予定。

日 程	令和3年11月頃実施予定（講義型） ※庁内情報共有・学習システムを使用した書面研修を予定。
受講者	さいたま市役所全庁の職員を対象（各課1名以上）
内 容	①障害者に対する配慮について ②障害者差別解消法について（職員対応要領等を活用）

(2) 「ノーマライゼーション推進市職員研修」の実施

市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に示すことを目的として研修を実施予定。

日 程	令和3年11月頃実施予定 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては規模縮小又はオンライン開催の可能性あり。
会 場	ときわ会館
受講者	市長、副市長、各局長等幹部職員
内 容	例年体験型の研修を行っており、今年度は手話体験を予定。

「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、身体的距離の確保やマスクの着用など、いわゆる「新しい生活様式」を日常生活に取り入れることが求められているところです。

一方で、障害のある方の中には、その障害特性により、「新しい生活様式」を実践することが難しく、新たな困りごとを抱えている方もいます。

そこで、本市では、誰もが安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を心掛けながらも、それぞれの障害特性等により、困りごとを抱えている方がいることを知っていただくとともに、必要な支援や配慮等について周知・啓発していく必要があると考えております。

まずは、令和2年度第2回、及び第3回市民会議において、「コロナ禍において生じた困りごと」をテーマとして、意見交換を行っていただきました。

2. 意見内容

資料3-2「コロナ禍において生じた困りごとについて（附属機関委員会、市民会議での主な意見）」のとおり。

3. 今後の方針及びスケジュール（予定）

市民会議でいただいたご意見を踏まえ、事務局で成果物（事例集等）を作成する。それをどのように周知・啓発を行っていくことが効果的であるかなど、令和3年度の障害者政策委員会や市民会議、及び障害者権利擁護委員会において検討していく。

<スケジュール（予定）>

令和3年6月21日 【権利擁護委員会】	成果物（案）等について検討 周知・啓発方法等について説明、審議
令和3年6月25日 【市民会議】	成果物（案）等について検討 周知・啓発方法等について検討
令和3年7月頃 【障害者政策委員会】	市民会議でのご意見報告、成果物（案）審議
令和3年8月頃から	成果物等を活用し、ホームページ等での周知・啓発
令和3年11月頃 【市民会議】	引き続き、「コロナ禍において生じた困りごと」について意見交換
令和4年1月頃 【障害者政策委員会、権利擁護委員会】	市民会議でのご意見報告、審議 事例集（案）の報告

コロナ禍において生じた困りごとについて (附属機関委員会、市民会議での主な意見)

①視覚障害のある方

【困りごと】

- 同行援護など、安全な移動のために必要であり、社会的距離を保つことが難しいことを理解してほしい。
- 同行援護の利用を頼みにくくなった。また、ガイドヘルパーに高齢の人が多く、利用者側で遠慮することもある。
- 街中で声をかけてもらえなくなった。
- 買い物の際に一つ一つの商品を手に取り、目を近づけて見なければならなかったり、見えないために前後の距離を保てなかったりする人がいることを理解してほしい。
- 店舗の無人化やセルフサービス化、非接触型が進んでおり、視覚障害者がアクセスできない形態でのセルフサービスが進むと不便となってしまう。
- 電子決済が増えたが、電子決済アプリは、支払金額が読み上げられず、お金の管理ができなくなった。
- 手すりを使って歩いていたが、ウイルスが怖くて歩けず公共交通機関を利用できない。
- 消毒と検温のため、ロープ等で動線を規制したり、入口と出口の動線を分けていたり、入り口の数を減らしている場合、店自体が閉まっているのかどうか、どこに行けば入店できるのか、どのように進めばよいのかがわからなかった。また、消毒液や検温の位置がわからなかった。
- オンライン化が進まず、重要な情報が得にくい。また、行政への相談や各種サービス等の手続きでは、紙ベースであり、視覚障害者は対応が困難だが、代筆・代読のサービスが実施されておらず、同行援護や家事援助のサービスをやりくりするしかない現状がある。

【必要な支援や配慮等】

- 非接触はこれから避けられないことなので、それができない人たちへの配慮等を検討する必要がある。市民会議等で、好事例等を出していただき、それを関係各機関等で共有し、活用してもらいたい。
- 声掛けを控えることが推奨されていると思うが、視覚障害者の場合、声をかけてもらうことが必要であることを事業所等に伝えてほしい。また、支払い等の際にも人的支援が必要なケースがあることを周知してほしい。
- 同行援護利用者の希望やニーズは様々で、また事業者側の体制も様々で、新型コロナウイルス感染症への対応も異なる。利用者のニーズにあった事業所の情報提供などが相談できるところが必要。
- 一人暮らしの視覚障害者宅への訪問などの福祉サービスがあるとよい。
- 行政として、音声読み上げ機能や拡大表示などのアクセシビリティの高いサービスの提供やオンライン化に努めると共に、民間企業への指導を行って欲しい。

②聴覚障害のある方

【困りごと】

- 体や顔全体で情報を感じ取っているため、マスクをつけていることで感覚が鈍り、不自由・不自然さを感じる。
- マスク着用により相手方の口元・表情が見えなくなり、意思疎通が困難になった。
- マスク着用によりその場に複数人いる場合、誰が発言しているのかわかりにくい。
- 手話通訳者は口元・表情の動きが見えるよう、透明マスクを着用するが、感染防止対策としては万全ではないことに不安を感じている。
- 筆談をしてもらおうが、相手が持っていないと、自分の紙やペンを渡すことは相手も嫌がるだろうと思ってできない。
- 買い物等の外出時、筆談では時間がかかり、後ろに行列ができてしまうこともある。それがストレスとなり、家に閉じこもってしまう人もいる。
- 家にいることが多くなっているが、テレビ等のニュースなどは、常時手話通訳や字幕があるわけではなく、情報を得ることが難しい。

【必要な支援や配慮等】

- 身振りで伝えたら、「聴覚障害者」であるとすぐに分からないことがあり、まだまだ「ノーマライゼーション条例」の理念が普及していないと感じている。さいたま市主催でのイベント等において、広く市民に対し、障害者に対する理解の促進やノーマライゼーション条例の理念の普及をしてほしい。
- 聞こえない人によっては、筆談やコミュニケーション支援の活用は厳しい。できる限り、手話は言語であることを周知してもらいたい。
- 筆談や身振りなど、様々な方法を使い、意思疎通を試みるのが大切だと思う。
- 話しかけるときに肩をたたくなどの配慮をしてほしい。また、触れることに抵抗がある場合は、視界に入って手を振ったりしてもらえるとよい。
- 複数の人がいる場では、誰が話しかけているのかわかるように、手を挙げるなどの配慮をしてほしい。
- 電話や郵送でのやりとりだけでなく、FAXでのやりとりを認めてほしい。
- 手話通訳者を介しての電話では、本人と認めてくれない企業が多いため、各企業に理解を求めてほしい。

③知的・発達障害のある方

【困りごと】

- 感覚過敏などの障害の特性により、マスクの着用が難しい。
- 発達障害の人は特に、その場の状況に合わせた行動をとることが苦手なことが多い。人と話をする際、相手との距離感や声の大きさなどの調整が困難。
- 新型コロナウイルス感染症のような、見えないものに対する理解が難しく、手洗いなど、徐々に丁寧さが落ちてきている。
- マスクの必要性を理解することが難しい。
- こだわりが強く、マスクを着けていない人に注意してしまう。

【必要な支援や配慮等】

- 受診待ちの間、マスクなしで待機できる部屋を用意してほしい。
- 病院へのヘルパーの付添を認めてほしい。
- 動物園でマスクができないことを伝えたら、「マスクができません」と書いてある缶バッチを渡された。バッチがあったおかげで、周りの方に配慮しつつ動物園をまわることができた。

④その他

【困りごと】

- 高次脳機能障害当事者は、電話連絡が苦手なので、メールを使うことが多いが、高齢の当事者の場合、メールも使えずに、今でも連絡できないことが多くある。
- オンライン会議、YouTube 配信など、パソコンやスマートフォン等をうまく使いこなせない人への配慮をしてほしい。
- 高次脳機能障害当事者は、人の顔を覚えることが難しいため、マスクを着用されると、マスクの柄の方が目立ってしまい、顔を覚えるのがさらに難しくなってしまう。マスクの柄を覚えても、マスクを変えられてしまうと、またわからなくなってしまう。
- 公的な施設が閉まっていて集まれず、当事者会や家族会が一時期中止となり、定期的に外出することが出来ない。また、情報を得る場が失われた。
- 障害者に対する理解が不足しており、非常事態宣言発令中の通勤時、「障害者のくせに出歩くな。」といった類の暴言を浴びせられることが複数回あった。（障害者が仕事のために通勤しているとは思っていない様子だった。）
- 施設等の利用制限等により、体幹が支えられなくなったり、関節の可動域が狭くなったりと機能の衰えや基礎体力が低下してしまった。
- 時短勤務等により、業務へのモチベーションの低下や生活リズムがくずれてしまう。
- ケアラーが感染した場合埼玉県内の 2 ヶ所の施設とのことであったが、片道 1 時間以上と遠く実用的ではない。
- テレワークなどにより保護者の在宅時間が増える一方で、放課後デイサービスなどが休止となり、障害のある児童が不安を高めたり、あるいは行動障害を拡大したときに、保護者の不適切な関与や虐待が生じている。

【必要な支援や配慮等】

- パソコンやスマートフォンなどの通信機器に慣れている人と慣れていない人とで、情報取得等にかかる格差がなくなるよう、サポートしてくれる人材の育成などが必要。
- オンラインや SNS（ZOOM、SKYPE、LINE 等）を有効活用することで、コミュニケーションを図る。
- 密を避けつつ運動できるような場所、体育施設だけでなく、コミュニティセンターや公立学校の体育館などの代替場所がほしい。
- マスクができないため、電車での通院が出来なくなった。タクシー券の使用枚数制限をなくしてほしい。
- 訪問ヘルプサービス等の障害福祉サービスの提供が滞ることがないように、調整が出来ない場合は、事業所間で応援が出来るような仕組み作りをしてほしい。
- 当事者家族等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合に、その家族等を隔離する場所を作ってほしい。

令和2年度障害者差別集計表（速報値）

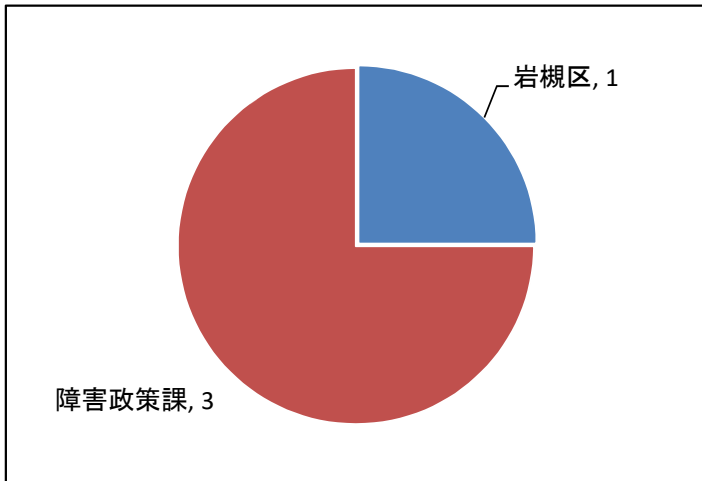
資料4-1

令和3年4月1日時点

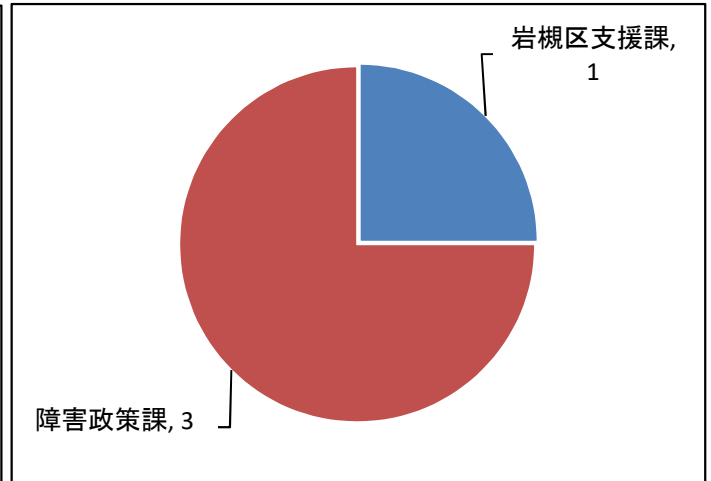
令和2年度 障害者差別対応件数 4件

各区の対応状況

① 対応した区

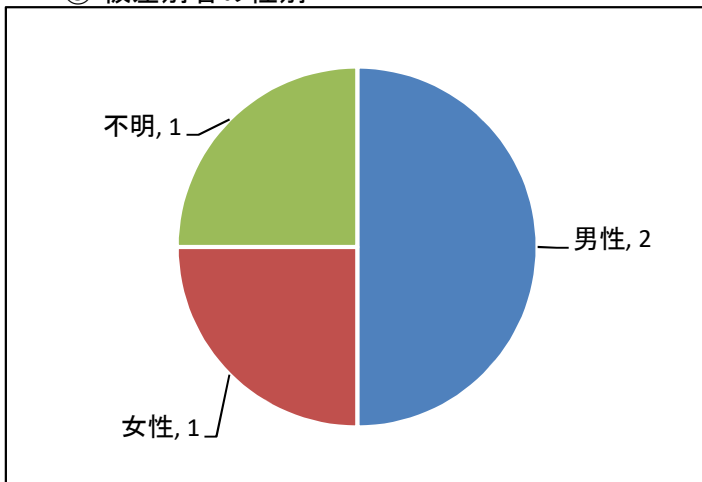


② ①の内訳(支援課・障害者支援センターの別)

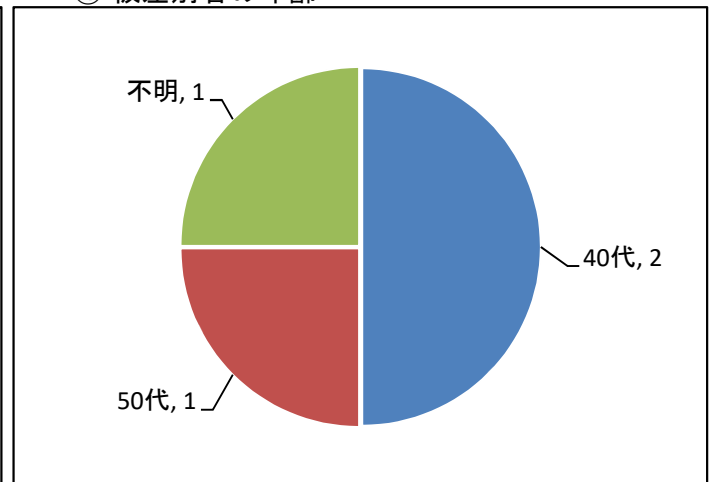


被差別者について

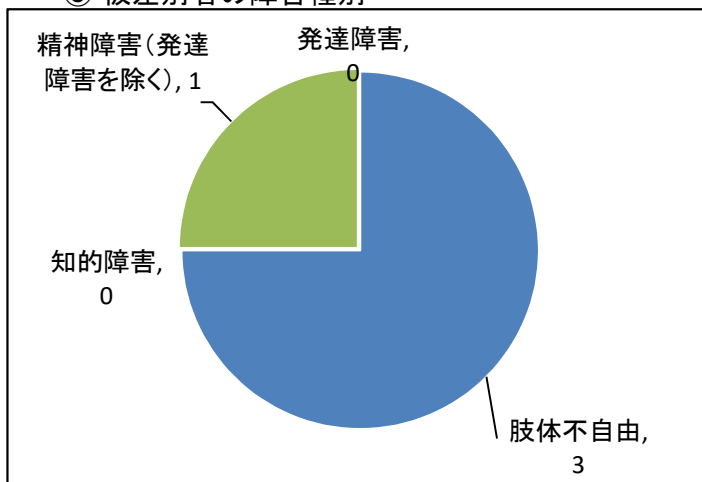
③ 被差別者の性別



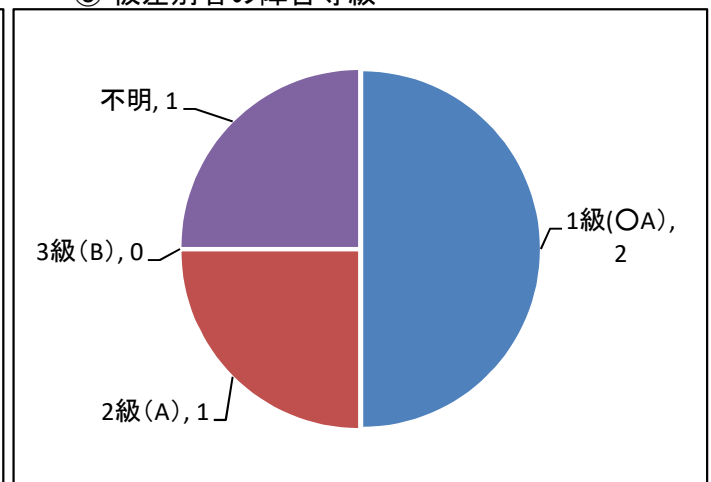
④ 被差別者の年齢



⑤ 被差別者の障害種別

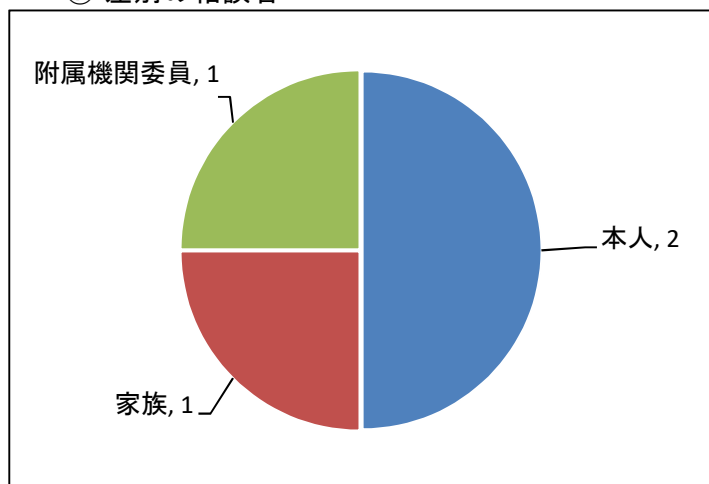


⑥ 被差別者の障害等級



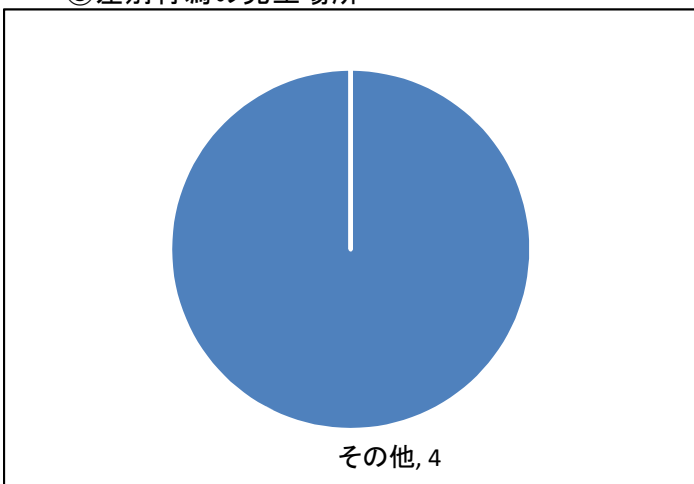
相談者について

⑦ 差別の相談者

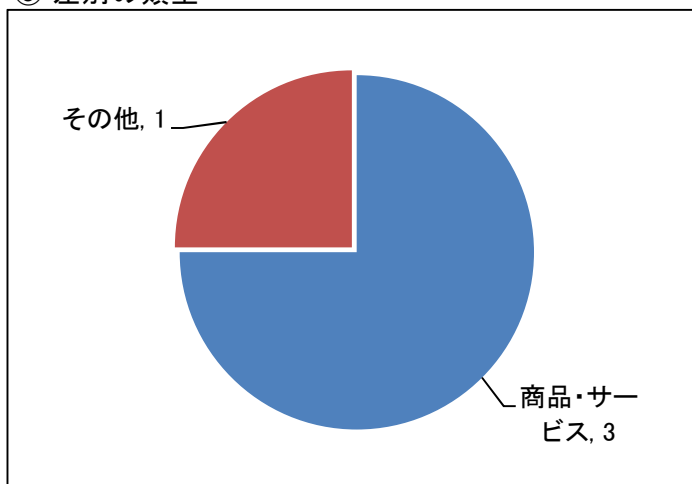


相談内容について

⑧ 差別行為の発生場所



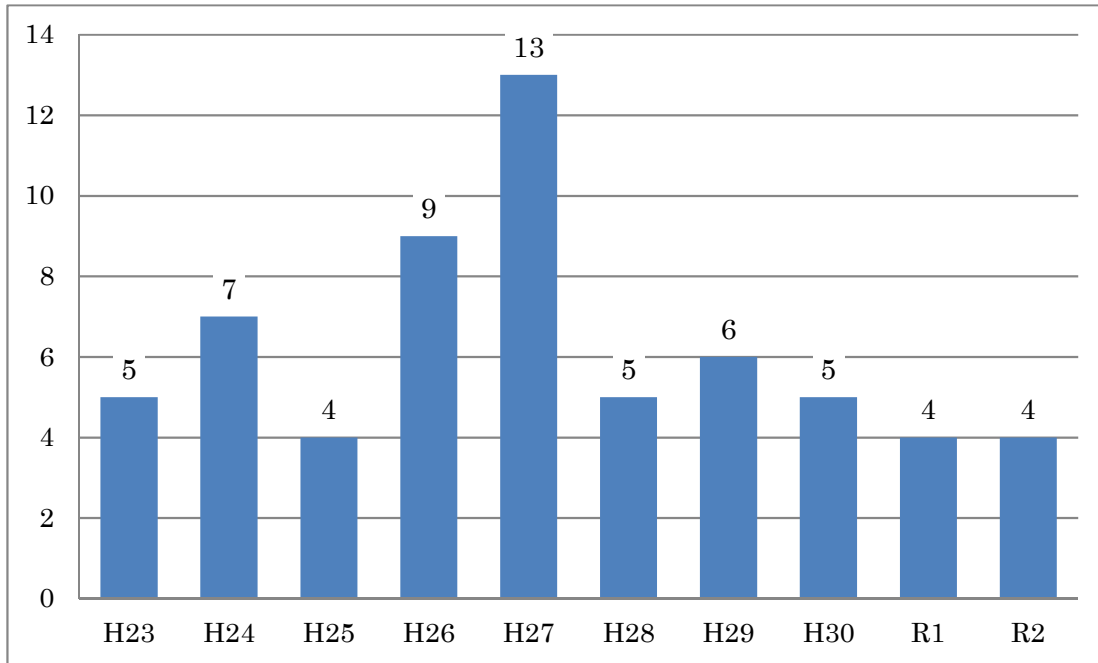
⑨ 差別の種類



平成23年度から令和2年度までの合計

1 障害者差別相談対応件数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
件数	5	7	4	9	13	5	6	5	4	4	62



2 障害者差別相談対応件数 (分野別)

分野	日常生活	教育	雇用	医療	商品・サービス	福祉	施設利用	公共交通	その他	合計
件数	8	5	10	10	8	3	1	6	11	62

